

I. 職員の任免及び職員数に関する状況

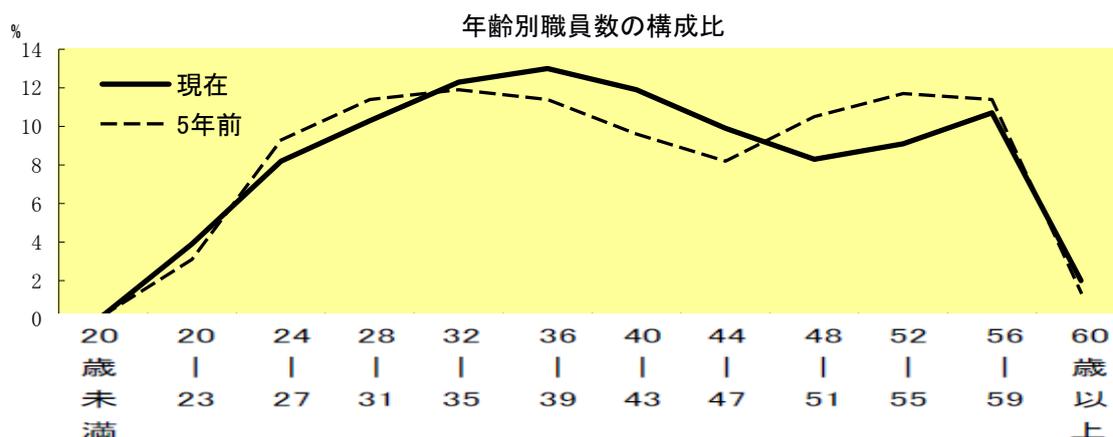
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15		
		総務	395	373	22	業務増
		税務	112	113	△ 1	退職不補充
		民生	206	210	△ 4	退職不補充
		衛生	347	342	5	欠員補充
		労働	2	1	1	業務増
		農林水産	71	71		
		商工	68	65	3	業務増
	土木	257	258	△ 1	退職不補充	
		計	1,473	1,448	25	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.42 人)
	教育部門	258	264	△ 6	退職不補充	
	消防部門	374	373	1	欠員補充	
	小 計	2,105	2,085	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.18 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.62 人)	
公営企業計等部門	病院	689	659	30	医療体制の強化	
	水道	167	171	△ 4	組織機構の見直し	
	下水道	63	59	4	業務増	
	交通	81	89	△ 8	退職不補充	
	その他	123	126	△ 3	組織機構の見直し	
	小 計	1,123	1,104	19		
合 計		3,228	3,189	39	<参考> H24.3.31現在人口 262,539 人 人口1万人当たり職員数 122.95 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳) 以上	計
職員数	7 人	127 人	265 人	332 人	398 人	421 人	383 人	321 人	268 人	295 人	344 人	66 人	3,227 人

※職員数は、教育長(1名)を除く。

(3) 職階別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区分	男	女	計	構成比
部長職	30人	0人	30人	0.9%
次長職	67人	8人	75人	2.3%
課長職	159人	22人	181人	5.6%
課長補佐職	140人	40人	180人	5.6%
係長・主査	558人	253人	811人	25.1%
主任主事級・主事級	1,110人	757人	1,867人	57.9%
再任用・任期付	53人	30人	83人	2.6%
合計	2,117人	1,110人	3,227人	100.0%

※職員数は、教育長（1名）を除く。

(4) 職員の任免の状況 (平成23年度)

	任用	退職
一般職	153人	143人
再任用	17人	25人

(5) 採用試験の実施状況

募集区分	23年度			22年度			21年度		
	受験者	最終合格者	競争倍率	受験者	最終合格者	競争倍率	受験者	最終合格者	競争倍率
事務(大学)	450	40	11.3	150	19	7.9	—	—	—
事務(高校卒程度)	70	5	14.0	57	2	28.5	—	—	—
事務(身障者)	3	2	1.5	5	1	5.0	11	1	11.0
事務(埋蔵文化財)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保育士	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園教諭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畜産(大学)	22	3	7.3	—	—	—	—	—	—
水産(大学)	—	—	—	—	—	—	21	2	10.5
建築(大学)	15	3	5.0	10	4	2.5	12	2	6.0
電気(大学)	—	—	—	12	2	6.0	22	7	3.1
機械(大学)	—	—	—	11	2	5.5	12	3	4.0
土木(大学)	28	13	2.2	24	9	2.7	21	9	2.3
造園(大学)	7	1	7.0	—	—	—	8	3	2.7
園芸(大学)	—	—	—	13	1	13.0	—	—	—
化学(大学)	17	4	4.3	20	3	6.7	27	2	13.5
心理相談員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
診療放射線技師	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨床検査技師	—	—	—	14	1	14.0	19	2	9.5
獣医師	4	2	2.0	2	1	2.0	6	4	1.5
薬剤師	3	1	3.0	4	2	2.0	9	5	1.8
栄養士	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保健師	36	2	18.0	32	1	32.0	—	—	—
現業職	—	—	—	28	2	14	24	3	8.0
事務(民間経験)	65	1	65.0	69	3	23.0	79	6	13.2
通訳・国際渉外(民間経験)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土木(民間経験)	—	—	—	—	—	—	56	6	9.3
建築(民間経験)	2	2	1.0	—	—	—	0	0	0.0
電気(民間経験)	—	—	—	—	—	—	4	2	2.0
機械(民間経験)	—	—	—	—	—	—	14	2	7.0
看護師(民間経験)	—	—	—	—	—	—	5	1	5.0
作業療法士(民間経験)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務(任期付職員)	134	18	7.4	185	5	37	—	—	—

(5)職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

部 門 \ 年 度	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,520	1,501	1,490	1,443	1,448	1,473	▲ 47 (▲ 3.1 %)
教 育	278	278	270	275	264	258	▲ 20 (▲ 7.2 %)
消 防	353	353	350	373	373	374	21 (5.9 %)
普通会計計	2,151	2,132	2,110	2,091	2,085	2,105	▲ 46 (▲ 2.1 %)
公営企業等会計	1,089	1,125	1,118	1,107	1,104	1,123	34 (3.1 %)
総合計	3,240	3,257	3,228	3,198	3,189	3,228	▲ 12 (▲ 0.4 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 職員数は、教育長を含む一般職の職員数です。（休職者、派遣者を含む）
 3 平成19年から平成21年までは佐世保市、江迎町、鹿町町の1市2町の合計を記載しています。

Ⅱ. 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（平成23年度普通会計決算）

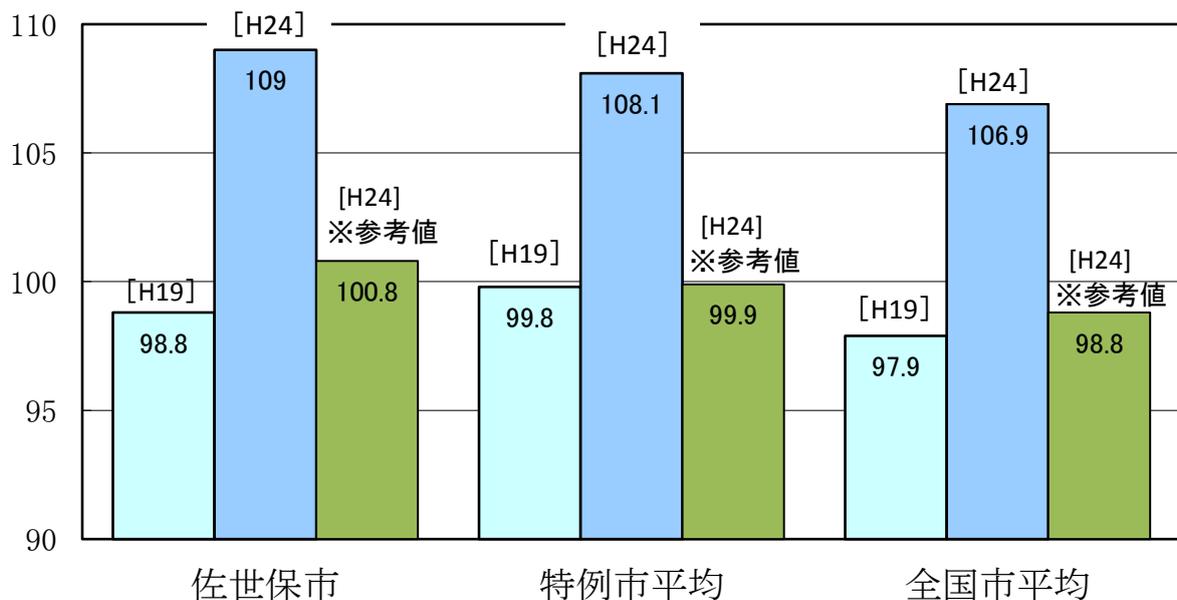
区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	262,539	116,228,827	3,777,377	18,099,854	15.6	15.8

(2) 職員給与費の状況（平成23年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	2,084	8,139,970	1,400,237	2,937,645	12,477,852	5,987	6,530

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 特例市平均とは、人口20万人以上の政令で指定されている団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐世保市	41.3 歳	325,400 円	381,466 円	357,801 円
長崎県	43.8 歳	338,952 円	418,394 円	373,444 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
特例市平均	42.6 歳	330,972 円	420,872 円	381,124 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
佐世保市	48.6 歳	268 人	328,900 円	369,562 円	348,439 円
うち清掃職員	48.1 歳	64 人	325,800 円	391,886 円	345,750 円
うち学校給食員	54.1 歳	43 人	343,700 円	357,501 円	351,780 円
うち守衛	43.5 歳	6 人	291,800 円	342,533 円	329,300 円
うち用務員	44.2 歳	7 人	328,400 円	372,400 円	353,114 円
うち運転士	50.7 歳	22 人	311,200 円	358,872 円	328,359 円
長崎県	50.6 歳	245 人	332,882 円	381,777 円	356,810 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465(285,030) 円	—	307,506(323,181) 円
特例市平均	46.8 歳	187 人	324,324 円	387,178 円	363,059 円

参考 技能労務職員と類似する民間労働者の平均給与月額

	廃棄物処理業従業員	調理師	守衛	用務員	自家用乗用自動車運転手
民間平均(B) (総務省データ)	288,200 円 (平均44.7歳)	210,000 円 (平均44.1歳)	203,700 円 (平均55.6歳)	206,600 円 (平均53.5歳)	203,700 円 (平均55.8歳)

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21～23の3ヶ年平均)

このうち、廃棄物処理業従業員及び用務員については全国平均の数値を、これら以外の職種は長崎県平均の数値を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐世保市	41.6 歳	321,200 円	391,272 円	349,263 円
特例市平均	39.9 歳	318,958 円	412,027 円	368,528 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ手当の種類で再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		佐世保市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	(一般職) 163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	154,300 円	—
	中学卒	135,600 円	139,700 円	—
消防職	大学卒	185,800 円	- 円	—
	高校卒	149,800 円	- 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

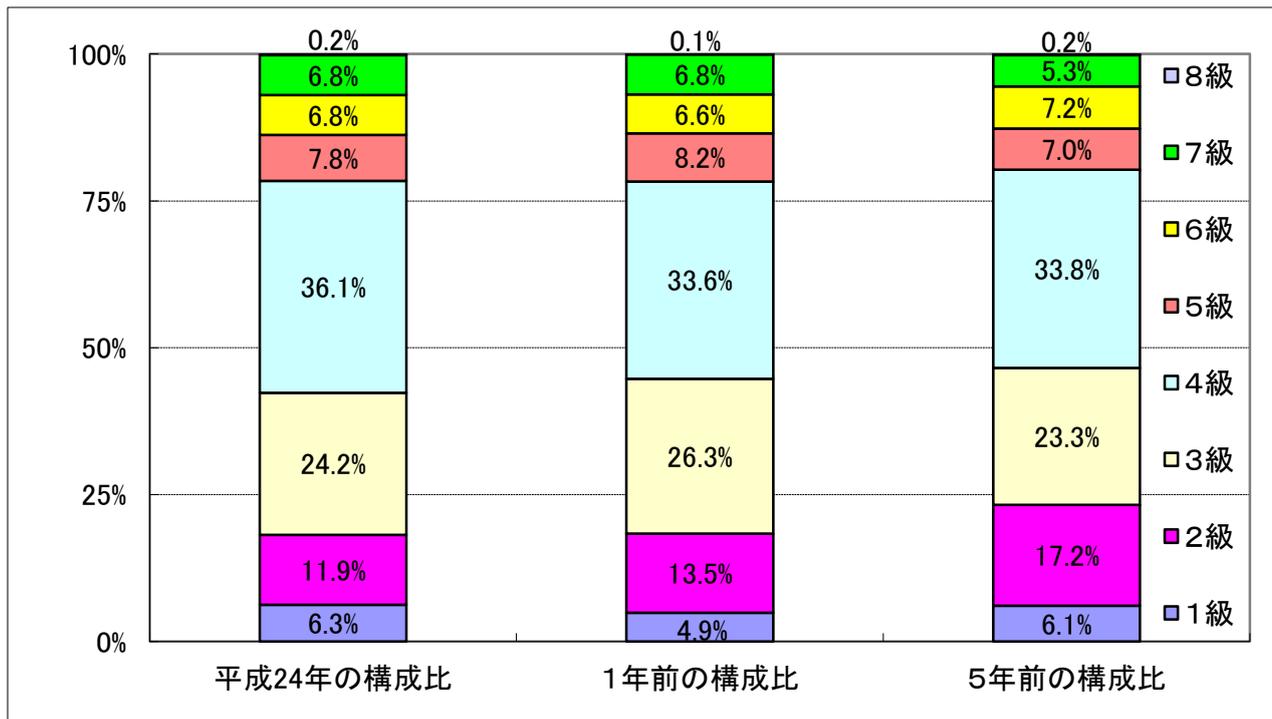
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,405 円	311,300 円	368,924 円
	高校卒	226,975 円	270,980 円	312,080 円
技能労務職	高校卒	235,350 円	282,063 円	323,438 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	271,500 円	325,150 円	- 円
	高校卒	235,450 円	286,500 円	350,757 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	76人	6.3%
2 級	主事(一定の知識・経験を要する職務)	142人	11.9%
3 級	主任主事	290人	24.2%
4 級	係長 主査	432人	36.1%
5 級	課長補佐 副主幹	94人	7.8%
6 級	課長・主幹 課長補佐(高度の知識・経験を要する職務) 副主幹(")	81人	6.8%
7 級	部長・理事 部次長・副理事 課長(高度の知識・経験を要する職務) 主幹(")	81人	6.8%
8 級	部長(高度の知識・経験を要する職務)	2人	0.2%

- (注) 1 佐世保市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(再任用・任期付職員を除く。)
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

定期的実施している勤務評定により、1年間の勤務成績が良好であるとされた職員が昇給します。勤務成績が良好でない職員や、一定期間休職等となった職員は、昇給の号給が調整されます。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成23年度実績）

佐世保市	長崎県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,407 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,591 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

・休職、欠勤のある者又は30日以上病気休暇取得者、懲戒処分を受けた者は減額されます。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

佐世保市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	5,006 千円	25,821 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		11,751 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		1,958,500 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京事務所	18 %	2 人	18 %
医師・歯科医師	15 %	4 人	15 %

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	49,122 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	54,702 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	43.1 %		
手当の種類(手当数)	18種類		
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価	
感染症作業手当	職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症の発生により、発生地域の消毒又は患者の消毒、検便、咽喉粘液の採取若しくは患者の移送若しくは収容業務に従事したとき、又は感染症に汚染された疑いのある地域の消毒業務に従事したとき。	日額 230円	
放射線取扱手当	職員のうち、放射線を人体に対して照射する業務に直接従事する者及び放射線照射中にその室内において業務に従事する者	月額 5,750円 日額 230円	
高所作業手当	職員が、地上又は水面上5メートル以上の足場の不安定な箇所等 5メートル以上10メートル未満 10メートル以上	日額 120円 日額 180円	
潜水手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	1時間 310円	
道路上作業手当	道路維持課に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で市長の定めるものに従事したとき	日額 240円	
動物飼育手当	動植物園に勤務する飼育担当の職員及び獣医師が、動物の飼育管理作業に直接従事したとき	日額 230円	
消防出動手当	消防職員が水、火災等の発生現場に出動して行う消火等の業務人命救助のための救急自動車による病人、負傷者等の収容業務に従事したとき	機関員(大型)	1回 410円
		機関員(普通)	1回 350円
		はしご隊員等	1回 410円
		その他の職員	1回 300円
消防出動手当	消防職員が救助のための救急自動車による病人、負傷者等の収容業務に従事したとき	機関員	1回 300円
		その他の職員	1回 190円
不快作業手当	環境部に勤務する職員の廃棄物の収集、運搬、処分作業(車両器具等の整備補修作業を含む。)又はし尿浄化槽等の監視及び指導業務 生活衛生課に勤務する職員の野犬捕獲業務 市民斎場に勤務する職員の死体(胎)の火葬業務 道路維持課に勤務する職員の溝渠等の汚物等の清掃作業		月額 6,250円
			日額 250円

犬猫死体収容手当	清掃作業に従事する職員が、犬猫の死体を収容したとき	1匹 100円
検査手当	病理臨床検査、理化学的検査又はと畜検査の業務に直接従事する職員	月額 5,750円 日額 230円
保健指導手当	保健福祉部に勤務する保健師、助産師、看護師、栄養士及び結核担当の職員が直接結核患者の保健指導業務に従事したとき又は保健師が直接精神障害者の保健指導業務に従事したとき	日額 230円
用地等交渉手当	職員が、公共用地の取得又は公共用事業のための用地買収、家屋移転又は漁業補償の困難な交渉に従事したとき	日額 80円
税務手当	市民税課、資産税課及び宇久行政センター総務課に勤務する職員で、市税又は国民健康保険税の賦課事務に直接従事する職員	月額 4,500円 日額 180円
	納税課、保険料課及び宇久行政センター総務課に勤務する職員で、徴収事務に直接従事する職員	月額 5,500円 日額 220円
福祉主事手当	保健福祉部に勤務する職員で、社会福祉主事の業務に直接従事する職員	月額 4,000円 日額 160円
福祉施設等手当	おきな荘、すぎのこ園及び保育所に勤務する職員で、福祉業務に直接従事する職員	月額 3,000円 日額 120円
	家庭を訪問して行う家庭奉仕業務に直接従事する職員	月額 2,000円 日額 80円
夜間特殊業務手当	西部クリーンセンターに勤務する職員のうち交替制勤務を正規の勤務としているものが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる焼却等の業務に従事したとき	準夜勤務の場合 1回 830円 深夜勤務の場合 1回 1,250円
	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務としているものが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務のうち、通信、受付等の業務に従事したとき	2時間以上 1回 650円 2時間未満 1回 410円
	土曜日の午後と日曜日の連続勤務又は日曜日を正規の勤務日とされている職員が、日曜日に勤務したとき。	土曜日の午後及び日曜日と連続して勤務 1回 600円
	ただし、交替制勤務の職員を除く	日曜日のみ勤務 1回 500円
年末年始勤務手当	交替制勤務の職員、住民を対象とする業務等でその性質上年末年始の休暇期間中に勤務することを必要とする職場に勤務する職員及び宿日直勤務の職員その他やむを得ない外部的な要因により勤務する職員が、12月29日から1月3日までの期間中に勤務したとき	4時間以上 2,200円 4時間未満 1,100円
	水道局職員が12月29日から翌年1月3日までの間に勤務したとき	1回 1,500円

(※) 有毒ガス作業手当、溶接作業手当、運転手当を平成21年4月より廃止
平成21年4月より消毒作業手当と感染症作業手当を統合

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	306,097千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	147千円
支給実績(22年度決算)	320,463千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	153千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない場合(1人のみ) 11,000円 16歳~22歳までの子 5,000円加算	同	—	284,949 千円	246,923 円
住居手当	持家世帯主 1,800円(H24.10より廃止) 借家世帯主 最高27,000円 (家賃12,000円以上で家賃額に応じて支給)	異	(国の制度) 持家への住居手当支給なし	162,477 千円	119,909 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を用いている職員 又は徒歩による通近距離が2km以上の職員 交通機関利用 運賃等に応じて最高55,000円 交通用具使用 距離に応じて最高24,500円	異	(国の制度) 交通用具利用 5km未満の職員 2,000円	137,823 千円	83,630 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等により同居の配偶者と別居する職員に支給 距離に応じて最高68,000円	同	—	5,080 千円	317,500 円
宿日直手当	宿日直勤務を行う職員に支給 宿日直勤務1回 5,500円 5時間未満の場合 2,750円	異	国の制度(5時間未満半額) 庁舎等の保全業務 1回 4,200円 刑務所・病院等の当直 1回 5,900円 など	70 千円	17,500 円
休日勤務手当	祝日法による休日又は年末年始の休日に、正規の勤務時間に勤務する職員に対して、その勤務1時間につき100分の135の割合で支給	同	—	121,463 千円	363,662 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 職務に応じて8%~18%の割合で支給	異	職務の級により定額を支給 (俸給の特別調整額)	241,789 千円	513,352 円
特地勤務手当等	宇久島、黒島、小値賀町の公署に勤務する場合に支給されます。(勤務期間によって、13%から8%の割合で支給) ※合併時から宇久島に勤務している職員は対象外	同	—	16,131 千円	520,355 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合に支給 勤務1時間当たりの給与の25%を支給	同	—	13,348 千円	47,333 円

6 特別職の報酬等の状況 (24年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	1,058,000 円 (円)	(参考)類似団体(特例市)における最高/最低額 1,130,000 円 / 498,500 円
	副市長	873,000 円 (円)	950,000 円 / 650,000 円
報酬	議長	662,000 円 (円)	770,000 円 / 527,400 円
	副議長	602,000 円 (円)	720,000 円 / 466,000 円
	議員	563,000 円 (円)	670,000 円 / 438,800 円
期末手当	市長 副市長	(23年度支給割合) 2.95 月分	
	議長 副議長	(23年度支給割合) 2.95 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 1,058,000円×57/100×在職月数	(1期の手当額) 28,946,880円
	副市長	873,000円×37/100×在職月数	15,504,480円
	備考		(支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行っている場合に、減額措置前の金額を入力する欄です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における減額後の給料月額を基礎とした退職手当の見込額です。

Ⅲ. 職員の勤務時間その他の勤務条件、サービスの状況

(1) 職員の標準的な勤務時間(平成24年4月1日現在)

週の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(注) 業務の必要性により、上記以外の勤務時間・休日等で勤務する部局があります。

(例:消防局・総合病院・環境部など)

休憩時間とは、労働基準法の規定に基づき、勤務時間の途中において勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することを保障されている時間のことです。

(2) 休暇の状況

本市では、条例に基づき年次有給休暇、特別休暇、介護休暇を付与しています。

①年次有給休暇の取得状況(平成23年)

平均取得日数	平均消化率
11.5日	29.6%

②主な特別休暇

骨髄提供のための休暇、結婚、産前産後休暇、妻の出産、子の看護の休暇、父母の祭日、夏季練成休暇、忌引など

③介護休暇の取得状況(平成23年度)

常時介護を必要とする家族の介護のため、最長6ヶ月の介護のための休暇を取得することができます。(休暇期間中は無給となります。)

男性	女性	合計
0人	2人	2人

(3) 育児休業等の状況

本市では、地方公務員の育児休業等に関する法律及び佐世保市職員の育児休業等に関する条例に基づき、育児休業、部分休業、育児短時間勤務の制度を導入しています。

○育児休業等の取得状況(平成23年度)

	育児休業	部分休業	育児短時間
男性	2人	0人	0人
女性	65人	39人	5人

(注) 平成23年度中に新たに取得したものです。

(4) 職務専念義務の免除について

法律及び条例に基づき、消防団や献血などの社会貢献に関する活動に従事する場合など、その所要時間について、職務を離れることを許可しています。(事前に届出が必要です。)

(5) 営利企業等従事制限の許可について

市職員(正規職員、臨時職員)は、地方公務員法により民間企業等での副業が禁止されています。法律に基づき、他団体における講義・大学等での講義や、農業などの家業の手伝いなど、公務の信頼性を損なう恐れがないと判断される場合には、営利企業等の従事を許可しています。

※市長部局における営利企業等従事制限の許可件数(平成23年度) 26件

IV. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成23年度)

分限理由	処分の種類	降任	免職	休職	失職	計
勤務成績が良くない場合		0	0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	21	0	21
職に必要な適格性を欠く場合		0	1	0	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合		0	0	0	0	0
合計		0	1	21	0	22

(2) 懲戒処分の状況(平成23年度)

懲戒理由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合		0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0	0	0	0	0
合計		1	0	1	0	2

(注) 戒告・・・職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分
 減給・・・一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分
 停職・・・職員を懲罰として職務に従事させない処分(給与は支給されない)
 免職・・・懲罰として職員の身分を失わせる処分

V. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況(平成23年度)

項目	内容	受講者数
階層別研修	採用年次や、職階ごとに実施するもの (新入職員研修・新任課長研修など)	2,079 人 (延べ人数)
特別研修	テーマごとに実施するもの。(倫理研修・勤務評定者研修など)	
派遣研修	自治大学、市町村アカデミーなどの研修機関に派遣するもの	
その他	講演会、自己啓発支援など	

(2) 職員の勤務評定の状況

項目	内容
実施時期	毎年度12~2月
対象	課長職以下の職員(交通局を除く)
実施内容	上司が項目ごとに5段階評価を実施
結果の活用	昇任・人事異動などに活用

VI. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の福祉の状況

①健康診断等の状況

職員の健康診断(定期健康診断、特殊健康診断、雇入時健康診断)を実施するとともに、その結果に基づき、産業医、健康相談医等による事後指導を行っています。

また、職員の時間外勤務時間が一定の基準を超過した場合、過重労働による健康障害防止のため、産業医の面接による保健指導を行っています。

②公務災害の状況

公務上または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡)を受けた職員は、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。

市職員の災害の認定及び補償については、地方公務員災害基金長崎県支部が行っており、平成23年度は公務災害が26件、通勤災害が1件認定されました。

○公務災害認定件数(平成23年度)

	市長部局	交通局	水道局	総合病院	消防局	教育委員会	合計
公務災害	7	0	0	12	0	7	26
通勤災害	1	0	0	0	0	0	1

③メンタルヘルスの対応状況

- ・本庁舎に医務室を設置して、保健師による健康相談を随時実施
また、必要に応じて、産業医による面接を実施
- ・臨床心理士による相談(月1回)を実施
- ・メンタルヘルス研修会の実施
- ・「安全衛生だより」による職員への周知
- ・「職場復帰支援プログラム」を策定し、心身の不調を訴えた初期の段階から、休業後職場復帰した後まで上司や産業保健スタッフによる支援を実施

④福利厚生状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の福利厚生については、「佐世保市職員の厚生制度の実施に関する条例」に基づき、佐世保市職員互助会が主体となって実施しています。

職員互助会は会員(職員)の掛金と市の負担金等によって運営されており、市の負担金(給料月額1.5%)を財源として実施する事業として、職員の健康増進と職場内の親睦を図るための職員体育大会の開催、人間ドック利用助成を実施しています。

2. 職員の利益の保護の状況

○公平委員会への措置要求及び不服申し立ての状況

	項目	平成23年度 受理件数
措置要求	地方公務員法に基づき、公平委員会に対して、職員が勤務条件の是正などを求める制度のこと。	0件
不服申し立て	地方公務員法に基づき、公平委員会に対して、職員が不利益な処分を取り消しなどを求める制度のこと。	0件